

岩手県医療局管理規程第15号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月28日

岩手県医療局長 田村均次

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病院の組織) 第12条 [略] 2～9 [略] 10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、久慈病院及び磐井病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、大船渡病院及び磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、大船渡病院及び磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。 11～16 [略]	(病院の組織) 第12条 [略] 2～9 [略] 10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院、久慈病院及び磐井病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、大船渡病院及び磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、大船渡病院、 <u>胆沢病院</u> 及び磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、久慈病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。 11～16 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。